

宮城県農業農村整備事業等の工事における「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事」実施要領 新旧対照表（令和3年11月）

<p style="text-align: center;">＜ 改正後 令和3年11月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和2年9月 ＞</p>
<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等の工事における</p> <p style="text-align: center;">「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を推進するモデル工事」実施要領</p> <p>第1 ～ 第3 （略）</p> <p>（積算方法）</p> <p>第4 発注者は、受注者と協議のうえ、<u>仮設トイレ及び女性専用</u>更衣室等の設置費用について、別紙4に基づき計上するものとする。</p> <p>第5 発注者は、女性技術者が配置された場合又は女性技能者が就労した場合で、次に掲げる要件に該当する場合は、別紙5に基づき、当該工事の工事成績審査において加点評価するものとする。<u>女性専用仮設トイレを設置せず、別紙2を満たす男性専用仮設トイレのみを設置した場合は別紙5の加点評価は行わない。</u></p> <p>(1) 主任技術者、監理技術者、現場代理人のいずれかに配置された場合は、全工期の50%を超える期間従事していること。</p> <p>(2) 担当技術者として配置された場合、又は女性技能者が就労した場合は、担当する分野に係る期間の50%を超える期間従事していること。</p> <p>(3) (1)及び(2)の期間の対象は、着手日を指定した当該工事の場合においては、工事に着手した日までの日数を除いた期間、工事一時中止があった場合においては、その中止期間を除いた期間を対象とする。</p> <p>2 発注者は、受注者が女性技術者を配置できなかった場合、女性技能者が就労しなかった場合、<u>又は別紙2の仕様を満たす仮設トイレを設置しなかった場合</u>において、そのことによる文書での改善指示や工事成績審査の減点などの措置は課さないものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この要領は、令和 2年 9月 1日から施行する。 <u>この要領は、令和 3年11月 1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等の工事における</p> <p style="text-align: center;">「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を推進するモデル工事」実施要領</p> <p>第1 ～ 第3 （略）</p> <p>（積算方法）</p> <p>第4 発注者は、受注者と協議のうえ、<u>女性専用の仮設トイレ及び</u>更衣室等の設置費用について、別紙4に基づき計上するものとする。</p> <p>第5 発注者は、女性技術者が配置された場合又は女性技能者が就労した場合で、次に掲げる要件に該当する場合は、別紙5に基づき、当該工事の工事成績審査において加点評価するものとする。</p> <p>(1) 主任技術者、監理技術者、現場代理人のいずれかに配置された場合は、全工期の50%を超える期間従事していること。</p> <p>(2) 担当技術者として配置された場合、又は女性技能者が就労した場合は、担当する分野に係る期間の50%を超える期間従事していること。</p> <p>(3) (1)及び(2)の期間の対象は、着手日を指定した当該工事の場合においては、工事に着手した日までの日数を除いた期間、工事一時中止があった場合においては、その中止期間を除いた期間を対象とする。</p> <p>2 発注者は、受注者が女性技術者を配置できなかった場合、<u>又は</u>女性技能者が就労しなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績審査の減点などの措置は課さないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、令和 2年 9月 1日から施行する。</p>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事」実施要領 新旧対照表（令和3年11月）

<p style="text-align: center;">＜ 改正後 令和3年11月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和2年9月 ＞</p>
<p>別紙-2</p> <p style="text-align: center;">仮設トイレ仕様</p> <p>次の<u>仮設トイレに求める標準仕様・機能</u>（1）～（11）各項目を満たしたものを設置すること。 <u>また、仮設トイレに推奨する仕様・機能（1）～（6）についても設置の努力をすること。</u> なお、男女別で各1基ずつ設置することを原則とするが、女性が現場にいない時はこの限りではない。</p> <p>1. 仮設トイレに求める標準仕様・機能</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）洋式便座器 （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） （3）臭い逆流防止機能 （4）容易に開かない施錠機能 （5）照明設備 （6）衣類掛け等のフック又は、荷物の置ける棚 （7）鏡と手洗器 <u>（8）便座除菌クリーナー等の衛生用品</u> <u>（9）男女別の明確な表示（現場に男女がいる場合）</u> <u>（10）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）</u> <u>（11）サンタリーボックス（女性用トレイは必ず設置）</u> <p>なお、当該施設はリース品を対象とする。</p> <p>2. <u>仮設トイレに推奨する仕様・機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>（1）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）</u> <u>（2）擬音装置（機能を含む）</u> <u>（3）着替え台</u> <u>（4）臭気対策機能の多重化</u> <u>（5）室内温度の調整が可能な設備</u> <u>（6）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）</u> 	<p>別紙-2</p> <p style="text-align: center;">仮設トイレ仕様</p> <p>次の（1）～（7）各項目を満たしたものを設置すること。</p> <hr/> <p>なお、男女別で各1基ずつ設置することを原則とするが、女性が現場にいない時はこの限りではない。</p> <p>1. 仮設トイレに求める標準仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）洋式便座器 （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） （3）臭い逆流防止機能 （4）容易に開かない施錠機能 （5）照明設備 （6）衣類掛け等のフック又は、荷物の置ける棚 （7）鏡と手洗器 <hr/> <hr/> <p>なお、当該施設はリース品を対象とする。</p> <p><u>[新設]</u></p>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事」実施要領 新旧対照表（令和3年11月）

＜ 改正後 令和3年11月 ＞	＜ 現行 令和2年9月 ＞
<p>別紙－4 仮設トイレ及び更衣室等の設置費用に係る積算について</p> <p>誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事は、工事契約後に発注者協議の上、誰もが働きやすい現場環境の整備を行い、変更契約において必要な費用を計上する。</p> <p>1) 現場環境の整備に必要な費用は、施設の賃料(基本料, 管理料, 補償料を含む)が含まれ、共通仮設費（営繕費）に積み上げ計上する。</p> <p>2) 受注者は、仮設トイレの設置に当たって、別紙2「仮設トイレの仕様」を満たすことを示す書類を添付し、発注者と協議のうえ、規格・基数等の詳細について決定するものとする。</p> <p>3) 監督職員は、受注者に証明書類（支払い書類等）の提出を求め、次の費用を計上する。</p> <p>①トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場環境整備促進施設に係る実費用（円／基・月）から従来型施設に係る費用（10,000円／基・月）を減じた額に、基数と月数を乗じて求めた費用 <u>・・・A</u> ・<u>1基当たり 51,000円／基・月を上限とし男女別で1基ずつ計2基まで（102,000円／基・月が上限）・・・B</u> ・<u>ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで 102,000円／基・月を上限に計上</u> ・<u>AとBを比較しどちらか安い方の費用を積上計上</u> <p>②更衣室（女性用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場環境整備促進施設に係る実費用（円／棟・月）に、棟数と月数を乗じて求めた費用 ・別途更衣室の費用を計上している場合には、重複計上に注意する <p>4) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率の計上分に含まれるものとする。</p>	<p>別紙－4 仮設トイレ及び更衣室等の設置費用に係る積算について</p> <p>誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事は、工事契約後に発注者協議の上、誰もが働きやすい現場環境の整備を行い、変更契約において必要な費用を計上する。</p> <p>1) 現場環境の整備に必要な費用は、施設の賃料(基本料, 管理料, 補償料を含む)が含まれ、共通仮設費（営繕費）に積み上げ計上する。</p> <p>2) 受注者は、仮設トイレの設置に当たって、別紙2「仮設トイレの仕様」を満たすことを示す書類を添付し、発注者と協議のうえ、規格・基数等の詳細について決定するものとする。</p> <p>3) 監督職員は、受注者に証明書類（支払い書類等）の提出を求め、次の費用を計上する。</p> <p>①トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場環境整備促進施設に係る実費用（円／基・月）から従来型施設に係る費用（10,000円／基・月）を減じた額に、基数と月数を乗じて求めた費用 <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>②更衣室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場環境整備促進施設に係る実費用（円／棟・月）に、棟数と月数を乗じて求めた費用 ・別途更衣室の費用を計上している場合には、重複計上に注意する <p>4) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率の計上分に含まれるものとする。</p>